

個人情報等取扱特記事項

(基本的事項)

- 1 指定団体は、個人情報その他の情報（以下「個人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、管理運営業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

(業務従事者への周知)

- 2 指定団体は、管理運営業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても管理運営業務に関して知り得た個人情報等をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報等の保護に必要な事項を周知しなければならない。

(再委託の禁止)

- 3 指定団体は、管理運営業務を実施するための個人情報の処理は自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、指定団体が、再委託を行う業務の範囲を明確にするとともに、あらかじめ施設設置者に書面で承認を受けたときは、この限りでない。

(指定団体等の義務)

- 4 指定団体及びこの契約に従事している者又は従事していた者は、管理運営業務に関して知り得た個人情報等をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。本協定が効力を失った後、又は解除された後においても、同様とする。

(適切な管理)

- 5 指定団体は、管理運営業務に関して知り得た個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。施設設置者が別に指示したときは、当該指示の方法によるものとする。
- (2) 指定団体は、個人情報等を管理運営業務に必要な範囲内で、過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(収集の制限)

- 6 指定団体は、管理運営業務を行うために個人情報等を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

- 7 指定団体は、施設設置者の指示がある場合を除き、管理運営業務に関して知り得た個人情報等を契約の目的以外の目的のために利用し、又は施設設置者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 8 指定団体は、施設設置者の承諾がある場合を除き、管理運営業務を行うために施設設置者から引き渡された個人情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

- 9 指定団体は、管理運営業務を履行するために、施設設置者から提供を受け、又は指定団体自らが収集し、若しくは作成した個人情報等が記録された資料等を、この

契約完了後直ちに施設設置者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、施設設置者が別に指示したときは当該指示の方法によるものとする。

(廃棄)

- 10 指定団体は、管理運営業務に関して知り得た個人情報等について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(調査)

- 11 施設設置者は、指定団体が管理運営業務の実施に当たり取り扱っている個人情報等の状況について、随時調査することができる。

(事故発生時における報告)

- 12 指定団体は、本協定に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに施設設置者に報告し、その指示に従うものとする。本協定が効力を失った後においても同様とする。